

1 放火罪をめぐって注意すべき点

(1) 自己物の特例

刑法典には、自己物の特例規定がいくつかある(242条・252条2項・262条)が、115条には、他にない特徴がある。それは、「保険に付したものである場合」が含まれていることである。最近では、自動車など、建造物以外の物にも、火災保険が掛けられるようになっており、115条の適用範囲はかなり広い。火災保険により、115条が適用されると、自己の物でも他人の物として扱われるようになるため、成立する放火罪の類型に影響が生じる。とりわけ、非現住建造物等の場合、自己物が他人物扱いを受けると、109条2項から同条1項の適用対象となる。同条2項であれば、具体的危険犯で、未遂も予備も不処罰であるが、同条1項になった途端、抽象的危険犯となり、未遂も予備も処罰されるようになる。本設問には直接関係ないが、放火罪に関する事例問題を解く際には、火災保険の有無にも注意されたい。

(2) 罪数関係

放火罪は、社会的法益に対する罪で、公共危険罪であるため、生じた公共の危険が1個であれば、1個の放火罪が成立する。したがって、1個の放火によって、現住建造物、非現住建造物(他人所有、自己所有)、建造物以外の物(他人所有、自己所有)が焼損し、公共の危険が発生した場合、成立するのは、行為者が焼損を認識していた中で最も重い罪の客体に対する放火罪1個のみである。

点火行為が複数ある場合、たとえば、1個の建造物の4隅に点火してこれを焼損するような場合も、成立する放火罪は1個である。

個人的法益に対する罪との関係について、放火殺人の場合、社会的法益に対する罪である現在建造物放火罪と、個人的法益に対する罪である殺人罪が成立し、観念的競合となる。他方、108条および109条の罪が成立する場合、建造物損壊罪は成立せず、同様に、110条の罪が成立する場合、器物損壊罪は成立しない。それぞれ、前者が後者を吸収することになる。

2 「ステップアップ」を検討するに際して

(1) 1995年の現代用語化(「焼燬」→「焼損」)により、放火罪をめぐり解釈論は変化したか(①)

現代用語化以前の刑法典は、難解な漢語とカタカナで綴られていた。それをより平易な漢語とひらがなに改めたのが、1995年の現代用語化である。その際、表現を変えても、意味内容は変えないというのが大前提であった。

「放火及び失火の罪」では、「焼燬」という表現が「焼損」に置き換えられた。この「焼燬」という言葉には、2通りの解釈があり、言語学的意味において、「焼くこと」という理解と「焼き壊すこと」という理解が対立していた。この2つの理解に対応する形で、前者

からは独立燃焼説、後者からは効用喪失説が主張された。

現代用語化により「焼燬」が「焼損」に変わったことにより、もはや物件損壊の点は、文言上、無視できないはずであるが、依然、独立燃焼説が判例・通説の地位を占めており、焼燬概念の下でなされたのと同じ議論が、焼損概念の下でも展開されている。

(2) 建築様式の変化が放火罪の解釈に影響しうるか (②)

現在では、建築基準法等の規制により、不燃性・難燃性建築物が増え、延焼の危険も従来ほどではなくなりつつある。しかし、その一方で、今日、家屋内の家財道具等が燃焼することで有毒ガスが発生したり、コンクリート壁が火力を加えられて燃焼することなく倒壊したりするなど、新たな危険が発生するようになった。

これらに対処すべく主張されているのが、新効用喪失説（河上和雄「放火罪に関する若干の問題について」捜査研究 26 卷 3 号 36 頁以下、大谷實『刑法講義各論〔新版第 5 版〕』391 頁）である。この説は、火力によって、耐火性建築物等が損壊した場合に焼損を肯定する。

独立燃焼説の他、焼損概念に関する、効用喪失説、重要部分燃焼開始説、および、一部損壊説のいずれも、独立燃焼が前提とされている。他方、新効用喪失説は、火力により耐火性建築物等が損壊すれば、独立燃焼がなくても、焼損を肯定するところに特徴がある。

ただ、目的物の燃焼がないところに焼損を見いだす新効用喪失説に対しては、罪刑法定主義違反とする批判が根強く、同説への支持はごく少数にとどまっている。